「サービス提供による事故発生時における対応フロー（標準例）」

１．目的

 介護保険事業者等において、利用者・入所者（以下、「入所者等」という。）に対するサービス提供により事故が発生した場合に、速やかに必要な措置（入所者等の生命や身体の保護、安全確保）、入所者等の家族等への連絡・状況等説明、市町村・県への報告及び再発防止策の実施など、迅速かつ適切な対応を行うことで、安全な介護サービスの提供と質の向上を図る。

２．対応のフロー

＜報告対象事業所等＞

・居宅サービス事業所

・介護予防サービス事業所

・介護老人福祉施設

・介護老人保健施設

・介護医療院

・介護療養型医療施設

・養護老人ホーム

・軽費老人ホーム

・有料老人ホーム

・サービス付き高齢者向け住宅

・老人福祉センター

・生活支援ハウス

事故防止の取組、損害賠償保険の加入(※)

（※必要に応じて）

・事業所等内研修の実施

サービス提供中の事故発生

入所者等の生命・身体の保護、安全確保

（※ 医療機関の受診、救急車による搬送、関係

機関（保健所・消防署・警察等）へ連絡）

・管理者まで報告

・記録の整備

（※必要に応じて）

入所者等の家族等へ連絡

発生時の状況等説明

＜報告対象事故＞

・死亡事故

・負傷等ケガ（医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となったもの。）

・食中毒、感染症、結核等

・職員の法令違反、不祥事等

・火災等の発生

（※地震、風水害による被害は、「被害状況報告書」により報告する。）

・その他事業者が報告を必要と判断するもの、市町村が報告を求めるもの

要因分析・再発防止策の検討

・ケース分析・検討

・事故防止委員会の開催

・再発防止策に時間を要する場合

は、事故報告(第１報)を報告

市町村、県(※)へ報告

※ 入所者等の生命等に係る緊急性・重大性の高い事故については、市町村への報告と同時に県に報告すること。

再発防止策の実施・周知

・事業所等内研修の実施